

会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p style="text-align: center;">久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 第 14 回会議</p>
司会（渋谷副部長）	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、次第に従い進めさせていただきます。 本日の司会を務めさせていただきます環境経済部の渋谷と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 本日の出席委員は 9 人でございます。 「久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例第 6 条第 2 項」の規定に基づき、過半数を超えておりますので、ただいまより第 14 回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。 まず、本日の配付資料を確認させていただきます。 全部で 2 点ございます。1 点目は会議次第です。2 点目は「久喜市ごみ処理施設整備基本計画（案）」に関する資料です。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>2. 会長挨拶</p> <p>次に、次第 2「会長挨拶」でございます。荒井会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
荒井会長	<p>（あいさつ）</p>
司会（渋谷副部長）	<p>ありがとうございました。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>3. 議事</p> <p>続きまして、次第 3 の「議事」に移らせていただきます。 進行は議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
荒井会長	<p>(1) ごみ処理施設整備基本計画（案）について</p> <p>前回の委員会では事務局により基本計画（素案）を説明いただき、皆様からご意見を伺いました。本日は前回ご了解頂きましたとおり、基本計画（案）について修正された内容を確認の上、特に問題がなければ基本計画として委員会終了後に市へ答申を行いたいと考えています。 それでは 3. 議事「施設整備基本計画（案）」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（日建設計）	<p>ご指摘を踏まえた修正点を説明させていただきます。 ・ p.8 表 1.2.2 主な法令等規制（藤原委員） 売電を行うごみ処理発電施設は工場立地法の対象になるため、追記しました。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ p.28 表 2.1.1 熱処理設備におけるダイオキシン類対策（藤原委員） 燃焼条件のうち一酸化炭素の濃度についてはダイオキシン類発生防止等ガイドラインと廃棄物処理法施行規則に基づく基準の両方を併記することとしました。</p> <p>・ p.32 図 2.2.1 マテリアルリサイクル推進施設基本処理フロー（参考） （川寄委員、藤原委員、宮脇委員） 展開検査を前提として、リチウムイオン電池等の火災対策にも配慮した処理フローに修正し、火災検知器や消火設備についても追記しました。 また、プラントメーカーの競争性を確保するため、処理フローは参考例であること、小型家電の回収等についても資源化を進めることなどを追記しています。</p> <p>・ p.37 2.5 災害対策（荒井会長） 環境省が平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を定めた上で、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」を令和 2 年 4 月に改訂しており、その中で、耐震性、耐水性、始動用電源、燃料保管設備、薬剤等の備蓄倉庫を装備するように明記しているという背景を追記しました。</p> <p>・ p.44 2.7.3 施設見学者ルート・環境学習施設（入江委員） 環境学習施設等の利用の対象の範囲については、周辺で整備する余熱利用施設や公園と同様に、久喜市、宮代町の市町民に限らず、市内外の方々に広く利用していただくという内容としています。</p> <p>・ p.46 3.1.2 事業範囲（荒井会長、藤原委員） 一般的に SPC を設立する事例が多いこと、設立する目的としては倒産隔離等があることを補足しました。</p> <p>・ p.47 3.1.3 事業方式の選定（藤原委員） VFM（バリュー・フォー・マネー）の説明として、「従来の方式に比べて総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合」を追記しました。 また、BTO 方式は、施設建設後、所有権は公共側に移転するので固定資産税を負担する必要がないこと、地方債による資金調達が可能であることなどを追記しました。その他、「従来型発注方式」という用語を使用していましたが、「従来型事業方式」と修正しています。</p> <p>・ p.48 3.1.3 事業方式の選定（藤原委員） DBO 方式、DB+O 方式は従来型事業方式と同様に公共が事業主体になることを追記しました。 また、BTO 方式は建設後、所有権が公共側に移転すること、PFI 方式である BTO 方式は交付金、起債分以外の一般財源分を民間で資金調達をするため、公共が資金調達するより金利が高くなる場合があることを補足しました。</p> <p>・ p.50 3.2 事業実施にあたっての課題の整理（藤原委員） 廃棄物処理法では一般廃棄物の再委託が禁止されており、自治体に処理責任があるという前提を踏まえて事業範囲を検討する旨を追記しました。 官民リスクの分担の検討では、リチウムイオン電池のように、将来的にどのようなごみが搬入されるか分からないなどのリスクがあることを追記しました。</p> <p>・ p.51 3.3 発注方法（荒井会長、藤原委員） 一般競争入札では交渉が不調になった場合、再入札になることなど、各契約方式の利点・留意点を整理するとともに、随意契約であるプロポーザル方式は地方自治法第 167 条の 2 により限定されていること、などを追記しました。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>・ p.52 3.5 運転人員・体制等（藤原委員） 市事務局職員の人数によって 20 年間の事業費が大きく変わるので、従来方式と DBO 方式の VFM 算定条件（人数）を追記しました。</p> <p>・ 2. 施設基本計画（井草委員） これまでの委員会でご指摘いただいた浸水対策としての盛土高、液状化対策、プラスチックごみの資源化、エネルギー利用計画・温室効果ガスの削減など今後取り組むべき課題について記載しました。 説明は以上になります。</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。 ただいま前回の基本計画（案）から修正した箇所について説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。</p>
議長（荒井会長）	<p>p.51 の表 3.3.1 で、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう随意契約によるものは、その性質又は目的が競争入札に適しないものとされており、本来入札すべき業務をプロポーザル方式で契約することは許されない。」と記載されていますが、実際にプロポーザル方式を採用している事例もありますので、「適当ではない」などの記述の方が良いと思います。</p>
事務局（日建設計）	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
議長（荒井会長）	<p>他に何かありますか。</p>
藤原委員	<p>事業方式の選定において、「従来型事業方式」、「従来方式」などと記載されていますが、表記を統一した方が分かりやすいと思います。</p>
事務局（日建設計）	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
議長（荒井会長）	<p>他にないようでしたら、これらの箇所を修正して「基本計画」として当委員会から市へ答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（異議なし。）</p>
議長（荒井会長）	<p>ありがとうございます。それでは本計画を当委員会で取りまとめるものとして市へ答申することといたします。 委員の皆様におかれましては、長期間にわたり熱心にご議論いただき、特に災害対策、プラスチックごみの処理等、非常に難しい問題についても真正面に取り組んで、議論していただいたことに深く感謝する次第でございます。 これをもちまして議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会（渋谷副部長）	<p>4. その他</p> <p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（渋谷副部長）	<p>次に、次第 4 の「その他」になりますが、これまで委員の皆様におかれましては、令和元年 9 月から本日まで全 14 回の長期間にわたりまして熱心にご議論頂きまして誠にありがとうございました。</p> <p>今後も、ごみ処理施設の整備に当たりましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>5. 閉会</p>
司会（渋谷副部長）	<p>以上をもちまして、第 14 回久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和 3 年 3 月 16 日</p> <p>久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会 会長 荒井 喜久雄</p>	